#### 非常時(下山遅れ)対応規程

本規程は山行中のパーティから期限時刻を過ぎても下山連絡がない場合に会として取るべき行動の行動指針として定めるものである。但し、パーティの下山連絡遅れという事態は様々な状況から発生するものであることからマニュアルとして規定するものではなく、対応に当たっては会全体として慎重・冷静かつ臨機応変な対応を行わなければならない。この限りにおいて、本規程は必ずしも文言通り遵守される必要はない。

また、「他力に救助を求める」という事は、即ち「他人に命がけの行為を求める」事と同義であり、常にこれを念頭に置いた行動及び関係者に協力する姿勢が求められる。

### 【下山連絡予定日当日対応】

#### 1. 下山連絡担当の対応

山行パーティから最終下山連絡時刻を過ぎても連絡がない場合、下山連絡担当者はパーティメンバーの何れとも連絡がとれないことを確認した上で、直ちに リーダー部長(※)に下山連絡がない旨報告する。リーダー部長(※)はパーティメンバーの緊急連絡先に連絡し下山連絡がないことを確認する。

※リーダー部長が帰宅途上にある場合は、携帯電話等で報告する。リーダー部長は携帯電話等から関係者に必要な連絡・指示を行う。

リーダー部長が当該パーティのメンバーであったり、通信不能により連絡がとれない場合は役員(代表、執行部長、遭難対策係の順)、役員、係の何れとも連絡がとれない場合はリーダー部員に報告する。報告を受けた役員またはリーダー部員は、リーダー部長代行として行動する。(以下「リーダー部長」と表記する場合は「リーダー部長代行」と同義とする。)その後リーダー部長と連絡がとれた場合は、リーダー部長代行は経緯を報告し、リーダー部長に引き継ぐ。

リーダー部長への報告により下山連絡担当の役割は終了し、これ以降の対応はリーダー部長が主導する。(引続き下山連絡担当が対応チームに参画することは妨げない。)

### 2. 情報の収集・確認

連絡を受けたリーダー部長はリーダー部員、代表、執行部長、その他(ルート経験者等必要に応じ指名する)と協議し、計画書(メンバー・予定ルート・エスケープルート・行動予定・装備等)、天候状況、ココヘリ加入者情報、管轄県警HP等の情報を収集した上で管轄県警に連絡(※1)し、計画書を提出した上で状況を報告するとともに県警の対応体制を確認(※2)する。

また、計画書に「警察通報期限」の指定ある場合は、情報収集・家族等の確認のうえ「救助・捜索依頼」するものとする。 尚、警察へ「救助・捜索依頼」した場合でメンバーにココヘリ加入者がいる場合は、ココヘリに捜索要請(※3) する事。

(※1) 連絡先は管轄県警察本部の相談窓口(市街局番+市内局番+9110) もしくは代表電話とする。

- (※2) 確認事項
- ①対応部署及び連絡先
- ②業務対応可能時間
- ③以降の対応の考え方

(※3) ココヘリ捜索要請専用窓口(03-5418-7227)

尚、他会主催山行の場合は他会の連絡先に連絡し、本項以降の活動は他会の主導する活動に協力する形で活動する。但し、他会から対応を委任された場合は 当会主導で対応する。

3. 会員への情報周知及び翌日活動可能な会員の募集

リーダー部長は、この時点で下山遅れの事態発生を一般MLにより全会員に周知するとともに、翌日以降活動可能な会員を募る。 同時に一般MLを本件対応に限定する。これを受け、会員は情報提供、協力意思表明、意見具申等本件の目的以外の一般MLの使用は控えるものとする。

4. 漕難対策本部の設置

リーダー部長は、リーダー部、代表、執行部長及び翌日以降活動可能な会員で構成する遭難対策本部(以下「対策本部」という)を設置する。対策本部の構成は以下の通りとする。尚、各担当の兼務はこれを妨げない。

リーダー部長から指名或いは要請を受けた者は可能な限りこれに協力しなければならない。

① 本部長

対策本部を統括し、協議の上最終意思決定を行うとともに、警察への救助・捜索依頼、会員への情報開示を行う。 原則リーダー部長が担う、リーダー部長が不在の場合は代表、代表も不在の場合は執行部長とする。

② 副本部長

本部長が捜索活動に参加等により不在の場合、本部長に代わり対策本部を統括する。 原則として代表、代表が不在の場合は執行部長が担う。

③ 連絡担当

本部長の指示に基づき緊急連絡先、他会への連絡を担当する。緊急連絡先の数が多い場合は対策本部で分担する。本部長が指名する。(翌日休暇取得可能な会員であることが望ましい。)

④ 保険担当

パーティメンバーの山岳保険加入状況を確認し、労山基金及び個人加入保険から給付される捜索費用上限の確認を行う。

労山東京都連盟への支援要請を行う場合、労山東京都連盟との窓口担当となる。

原則労山基金担当者、担当者が不在の場合は本部長が適宜指名する。

⑤ その他対策本部メンバー

対策本部の協議に参画するとともに、必要な場合現地連絡員や捜索隊員として活動する。

リーダー部員の他適宜本部長が指名する。

- 5. 対策本部の当日中の活動指針
  - ① 状況の確認

本部長は、収集した情報(県警察の対応体制を含む)一般MLに公開するとともに、対策本部メンバーの意見を求め、自力下山の可能性を含む緊急度の 判断を行う。

※自力下山の可能性の中には、ビバークによる下山遅れや、携帯電話により翌朝以降連絡が取れる可能性を含む。

- ② 行動計画の策定
  - i. ココヘリへの捜索依頼 メンバーにココヘリ加入者が居る場合は、直ちにココヘリに捜索を依頼し、捜索開始時刻を確認する。
  - ii. 県警察担当部署への連絡時刻決定 確認した情報(対応可能時刻)及び緊急度の判断を踏まえ、県警察への救助・捜索依頼時刻を決定する。 県警との相談の際、県警判断により、直ちに捜索願を提出する様求められた場合はそれに従う。
  - iii. 緊急連絡先への連絡予定

緊急連絡先への連絡事項【別紙】及び予定時刻を決定する。尚、同居家族に対しては、既に帰宅確認を行っていることから、当日中に連絡をとる。

iv. 保険加入状況の確認

出費を伴う捜索に対応するため、捜索費用に対応する保険の加入状況を確認する。

v. 現地派遣要員の確保

現地連絡員や捜索協力等、現地派遣の必要が生じた際、派遣可能な会員を確認する。尚、本項は当日中の確定は要さない。

vi. 役割分担の確認

原則として、警察・ココヘリへの連絡は本部長、緊急連絡先への連絡は連絡担当、保険加入状況の確認は保険担当が行うが、分担することも可とする。

## 【翌日以降対応】

1. 対策本部

本部長は、前日に定めた行動開始時刻に、状況に変化がない事を確認した上で、前夜に定めた行動計画を再確認し、役割分担に沿った行動を指示する。

2. 県警察への届出

本部長は、昨日定めた時刻\*に県警の担当部署に捜索・救助を依頼するとともに、会として可能な協力\*\*を申し出、今後の対応を協議する。

※昨夜の警察との相談の過程及びパーティーの意向で、既に届出を行っている場合もある

※※ココヘリに捜索を依頼した場合や、捜索人員の派遣、現地連絡担当の派遣等

3. 協力要請への対応

警察から協力要請があった場合は現地連絡担当及び捜索隊を編成し派遣する。

現地連絡担当、捜索隊は本部長が指名する。本部長が捜索隊に加わる場合は副本部長が全体を指揮統括する。会員のみでメンバー編成が困難な場合は労山東京 都連盟(山岳救助隊)に支援を要請する。

捜索隊は警察と連携して活動する。

4. 現地連絡担当者派遣の検討

警察から協力要請がない場合であっても、現地連絡担当のみを派遣することは検討する。(派遣可能な距離かつ行動可能な会員が居る場合に限る。必須とはされない。)

この場合、現地連絡担当の役割は現地情報収集であるが、必要な場合に地元警察・地元山岳救助隊との対応窓口となる。

5. 以降の対応

対策本部は引続き情報を収集し、状況変化に応じその都度意思決定、情報開示を行う。警察との連絡及び会員への情報発信は本部長または副本部長、緊急連絡 先、他会等向けの情報発信は連絡担当が行う。

# 【別紙】緊急連絡先への連絡事項

緊急連絡先への連絡・報告事項は次の通りとする。

- 1. 下山予定時刻を過ぎても連絡がとれないこと。
- 2. 会として対応中であること。
- 3. 現状における会としての状況判断。
- 4. 今後の行動予定。
- 5. 職場への欠勤連絡依頼。(依頼された場合は代行)
- 6. 捜索活動に関し、会への一任を依頼する。
- 7. 労山基金非加入者の場合、会から捜索費用の一部負担を求める場合があること及び応諾の確認。
- ※労山基金加入者は会として給付手続きが可能なため不要。